

平成 27 年第 1 回（3 月）大磯町議会定例会

# 議 案 第 18 号 説 明 資 料

平成 27 年 2 月 17 日

平塚市、大磯町及び二宮町消防通信指令事務協議会規約の変更  
について

---

## 資 料

---

改正概要	1
改正内容	1
<span style="border: 1px solid black;">参考</span> 地方自治法の一部を改正する法律（抜粋）	2
新旧対照表	3

消 防 署

## 平塚市、大磯町及び二宮町消防通信指令事務協議会規約の変更 について

### ○ 改正概要

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）が平成26年5月30日に公布されたことに伴い、平塚市、大磯町及び二宮町消防通信指令事務協議会規約（平成25年1月1日施行）における同法の条文の引用部分の字句を改めるものです。

### ○ 改正内容

#### 1 変更内容

地方自治法の改正に伴い、規約において同法の条文を引用している箇所に条ずれが発生したため、正しく引用されるよう改正を行います。（第1条関係）

※ 当該改正による実質的な内容の変更は、ありません。

#### 2 規約の施行日

この規約は、平塚市、大磯町及び二宮町における議決日のうち、一番遅い日（平成27年3月中を予定）から施行します。

○ 参考

地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号)により追加された条文(抜粋)  
(連携協約)

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約(以下「連携協約」という。)を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

- 2 普通地方公共団体は、連携協約を締結したときは、その旨及び当該連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前三項の例によりこれを行わなければならない。
- 5 公益上必要がある場合においては、都道府県が締結するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、連携協約を締結すべきことを勧告することができる。
- 6 連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、当該連携協約を締結した他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たつて当該普通地方公共団体が分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにならなければならない。
- 7 連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、都道府県が当事者となる紛争にあつては総務大臣、その他の紛争にあつては都道府県知事に対し、文書により、自治紛争処理委員による当該紛争を処理するための方策の提示を求める旨の申請をすることができる。

平塚市、大磯町及び二宮町消防通信指令事務協議会規約 新旧対照表

改正案	現行
<p>(協議会の目的)</p> <p>第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第252条の2の2第1項</u>の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防業務の高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。</p> <p>第2条～第21条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、平成27年3月 日から施行する。</u></p>	<p>(協議会の目的)</p> <p>第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第252条の2第1項</u>の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防業務の高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。</p> <p>第2条～第21条 省略</p>

※ **施行日**は、平塚市、大磯町及び二宮町のうち最終議決日とする。